

安全保障理事会決議 2066 (2012)

2012年9月17日、安全保障理事会第6834回会合にて採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび準地域の事態に関する安保理決議並びに議長声明、とりわけ安保理諸決議 1509 (2003)、1836 (2008)、1885 (2009)、1938 (2010)、1971 (2011) および 2008 (2011) を想起し、

2012年4月6日の事務総長報告書 (S/2012/230) を歓迎しまたその勧告に留意し、そして2012年8月15日の事務総長報告書 (S/2012/641) もまた歓迎し、

2011年の国民投票、大統領と議会の選挙を実施したことについてリベリア国民と政府を賞賛し、またそれを達成するための国際連合リベリア・ミッション (UNMIL) により提供された支援を認識し、

テーブル・マウンテン宣言の調印についてリベリア政府を賞賛し、また同政府に対し、報道の自由および表現の自由を促進することを奨励し、

リベリア東部に一時的に移ってきたコートジボワール難民に対してリベリア政府と国民の双方が提供した援助に感謝の念を表明し、

治安部門改革 (SSR)、法の支配および国民和解に対する平和構築委員会の貢献を歓迎し、またこれら主要な分野にまだ残っている課題に留意し、

リベリアおよび準地域における永続的安定は、治安および法の支配部門を含む、十分に機能し、責任ある、そして持続可能な政府制度を要求していることを認識し、

リベリア政府に対し、更なる国民和解と経済回復に対するその努力を続けること、および汚職と闘うことと効率性とよい統治を、とりわけリベリアの天然資源を効果的に管理することにおける政府の透明性と責任を強化し続けることにより、促進することを奨励し、また土地所有権の重要な問題に関する進展が引き続き遅いことに懸念をもって留意し、

人権の促進、保護、および監視活動を実行するため、適切な人権の存在、能力および UNMIL の範囲内での専門知識を確保する取組を奨励し、

性的およびジェンダーに基づく暴力の発生率が高く続いていることを懸念して、女性、平和および安全保障に関する安保理諸決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009) そして 1960 (2010) を想起し、また文民、とりわけ女性と子ども、の権利を促進し且つ保護するため UNMIL と調整したリベリア政府による更新された取組を歓迎し、そして安全保障理事会により負託されたミッションにおける適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認し、

UNMIL の職務権限が、リベリアの将来の安定を確保するため平和維持任務の安全を独立して維持することができる国の制度と共に、平和と安定を強化するためリベリア政府を支援することを含むことに留意し、そしてまたリベリア国家警察（LNP）のための中核的な達成目標の履行と国家治安戦略の履行を含む、UNMIL の縮小局面のための移行達成目標を想起し、

UNMIL から国の当局への安全に関する責任、とりわけ決定的な格差に優先事項を与えることと財源を確保することおよび LNP と移民帰化局の能力を改善することに関するもの、の移管についての進展を達成することに向けたリベリア政府の強化された取組を促し、

リベリア政府が、治安部門を改革する主要な責任を有していることに留意し、また同政府に対し、司法部門の改革と再構築において実質的な進展を示すため UNMIL と十分に協力し且つ活動することを奨励し、

暴力的な犯罪に伴う継続した問題を含む、あらゆる部門を通じて残っている重大な課題を認識し、またコートジボワールにおける不安定が、リビアとコートジボワールにとっての国境を越えた治安上の課題を与え続けていることを認識し、

リベリアにおける平和と安定を維持することに対する継続的且つ重要な貢献に対する、事務総長特別代表（SRSG）の指導力の下での、UNMIL の活動を賞賛し、またこの準地域での国境地区の調整された治安および司法活動における、UNMIL と国際連合コートジボワール活動（UNOCI）並びに隣国政府間の協力が増加していることに満足しつつ留意し、

リベリアを含む、この準地域の安定に対する国境を越えた脅威、とりわけ薬物や武器の取引のような違法活動を含む、越境組織犯罪により与えられている脅威に、懸念をもって留意し、

西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）、アフリカ連合（AU）、マノ川同盟、国際連合西アフリカ事務所（UNOWA）を含む国際社会に対し、リベリアおよび同地域の平和、安全および安定を強化するためのその継続的支援について、感謝の意を表明し、

UNMIL を含む、あらゆる平和維持活動を緊密な再検討の下に置き続ける事務総長の取組を歓迎した安保理が、平和維持活動の展開に対する厳格な、戦略的対処方法を追求する必要性をくり返し表明し、

リベリアの情勢は、当該地域の国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていると認定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. UNMIL の職務権限は、2013 年 9 月 30 日まで延長されるものとすることを決定する。
2. リベリア政府が、安全に対する主要な且つ究極の責任を負っていることを強調した、同政府が

その利用可能な資源を最も良く利用するため優先順位を付けなければならないことを認識し、UNMILの主要な任務は、リベリアにおける平和と安定を強固にした文民を保護するため同政府を支援し続けることであることまた UNMIL は、既存の要員を管理する LNP の能力を強化することにより LNP に対する安全に関する責任の完全な移行を成功して達成するための、安全に関する責任を再開する彼等の用意を促進するための訓練計画を改善するためのそしてリベリア政府、国の警察の指導力および資金提供者を含むあらゆる協力者との取組を調整するため、適切な場合には、政府の取組をまた支援するものとすることを決定する。

3. リベリア政府および UNMIL に対し、移行立案過程における進展をなし、また任務に優先順位を付けることによるものを含む、人権と和解の促進を含め、国境全体の治安上の課題を評価し、民主的制度を強化した同国全体に国家権力とサービスを広げるための移行を成功させることを促進するために満たされることを必要としている決定的な格差に対処し続けることを奨励する。

4. 2015年7月まで、総計約3,750名の3歩兵大隊と関連支援を UNMIL の軍事力に残して、作戦区域の状態を条件としたそれに一致して、UNMIL の現在の7歩兵大隊の軍事力が、4歩兵大隊と関連支援、総計約4,200名が、2012年8月から2015年7月の間の三段階で、縮小されるものとする、報告書 S/2012/230 に含まれた報告書 S/2012/641 でくり返し表明された事務総長の勧告を支持し、またその問題で事務総長に対し、2012年10月から2013年9月の間に1990名の軍事部門を削減する第一段階を実施することを許可する。

5. UNMIL の承認された編成された警察部隊の数を、1,795名の上限を新承認として、現在の7編成警察部隊、総計1,375名から総計420名、3追加部隊で増加することを更に決定し、またそのような追加部隊は、利用可能となり次第リベリアに展開するものとし、最初の部隊は2013年1月までに展開することを更に決定する。

6. UNMIL の将来の再構成は、現場の状況の展開を基礎にまた UNMIL の安全保障の役割を次第に引き継ぐことを目的とした持続可能な且つ効果的な治安部隊の設立を通して、住民を効果的に保護するリベリア政府の能力の改善度に基づいて決定されるべきことを強調する。

7. この移行が、移行目標を叶えるためにリベリア政府と共に活動している SRSG を援助し且つ支援する資格のある専門的顧問を必要としていることを認識し、また事務総長に対し、UNMIL が、事務総長報告書 S/2012/230 において概説したような、優先分野における監視を強化するため、この移行段階に対して適切な専門的スキルと経験を持つ必須の資格のある専門的顧問を有することを確保することを要請し、またそのような資格のある専門的顧問が、性的やジェンダーに基づく暴力の実行者の責任を問うための制度を含む、持続可能な法の支配、司法制度、統治および SSR 計画を履行するリベリア政府、とりわけ LNP の能力を増加することの目標を叶えることにおいて存在するであろう格差を満たすために、SRSG に利用可能とされることを要請する。

8. 持続可能とするために、移行計画立案過程は、統治および法の支配並びに政治的な状況を含む、幅広い課題を考慮すべきことを強調し、また UNMIL に対し、適切な内部調整を行いまた、リベリア政

府の要請に基づいてまた UNMIL の職務権限に一致して、治安部門と法の支配の改革に対するその支援を強化しつつ、国民和解、憲政改革および地方分権を含む、特定された優先事項を先に進めることにおいて、リベリアの国民と政府を支援することを求める。

9. 性的およびジェンダーに基づく暴力と闘い続けまた、UNMIL と調整して、そのような犯罪の実行者に対する刑事責任の免除と闘い続けそしてこの分野における国家警察の能力強化を通してまた性的暴力に関する既存の国の法律についての意識を向上することによるものを含む、被害者に対する賠償、支援および保護を提供するというリベリア政府への安保理の求めをくり返し表明する。

10. UNMIL に対し、その既存の資源内で、その職務権限と活動についての認識向上と理解のため一般住民との定期的な相互交流を確保することを奨励する。

11. UNMIL に対し、その既存の資源内で、リベリアにおいて任命してまた選任して、紛争予防、紛争解決および紛争後の統治組織における意思決定役割を含む平和構築における女性の参加を、支援し続けることを要請する。

12. コートジボワールとリベリアの政府に対し、監視、情報共有および協調行動の実施を増やすことを含む、とりわけ国境地区に関するその協力関係、そして国境の両側の外国人武装部隊の武装解除と帰還また難民の自発的帰還を特に支援する共有した国境戦略を策定しまた実行することにおける協力関係を強化することを続けることを求める。

13. 安保理決議 1609 (2005) に規定されたミッション間の協力取極を再確認しまた UNOCI と UNMIL のあらゆる部門を含む、コートジボワールとリベリアの国際連合に対し、各々の職務権限、能力および展開区域の範囲内で、コートジボワールとリベリアの当局の支援を得て、共有した、戦略的見通しと計画の策定を含む、国境地区の安定のためのミッション間の協力を強めることを求める。

14. コートジボワールとリベリアの国境に沿ってまたまたがって両国で使用されることとなる、現在 UNMIL で展開されている、3機の武装ヘリコプターを、UNOCI へ移転するという事務総長の勧告に対する安保理決議 2062 (2012) での支持を想起する。

15. 援助団体のコミュニティに対し、リベリア政府および関連する国際連合機関並びに適切な場合には、他の人道支援関係者を、まだリベリアにいるコートジボワール難民へのその対応において、支援することを求める。

16. 平和維持活動、平和構築活動および紛争後の状況への効果的な対応を達成するための開発の間の一貫性およびそれらの統合の必要性を強調し、事務総長に対し、国際連合国別現地チームや国際的な協力機関と協力して、平和構築委員会 (PBC) と調整しまた協働し続けることを要請し、そしてリベリア全土の司法および治安サービスへの改善された利用に貢献するため、司法および治安の拠点を十分に活動させるために不可欠な十分な職員配置を伴った、これらの拠点の時宜を得た完成を求め、また PBC に対し、リベリア政府との緊密な協議の後に、PBC が SSR、法の支配および国民和解に関する進展を

加速できる方法についてのその任務とその勧告の調査結果について報告することを続けることを奨励する。

17. 作戦上の軍事概念と交戦規則が定期的に更新されまたこの決議の規定に十分に一致していることの重要性を強調し、また事務総長に対し、それらについて安全保障理事会および部隊提供諸国に報告することを要請する。

18. UNMIL、国際連合国別現地チームおよび国際的な協力機関と調整して、リベリア政府が、十分に且つ独立して活動する国内の治安と法の支配の機関を策定することを続けることの重要性、およびこの目的のために治安と司法の開発計画および国家人権行動計画の実施に関する調整された進展を奨励することを続けることを更に強調する。

19. ECOWAS とマノ川同盟に対し、UNOWA の支援を得て、武装集団と武器の国境を越えた移動および違法取引の脅威に、適切な場合には UNOCI と UNMIL の援助を得て、対処する準地域的戦略を策定することを奨励し、そして事務総長に対し、そのような準地域的戦略の策定に向けた進展について定期的な最新情報を提供することを要請する。

20. 事務総長に対し、UNMIL が、その再構成、移行の達成条件を成就することに向けた進展そして第 4、5、6、7 および 8 項に引用された優先的な要素を含めて、リベリア政府との移行計画の策定を続けるような、現場での状況について定期的に通知し続けることまたこの決議の履行について、遅くとも 2013 年 2 月 28 日までに中間報告書をそして遅くとも 2013 年 8 月 15 日までに最終報告書を提供することを更に要請する。

21. この問題に引き続き取り組むことを決定する。